## 浜田市住宅耐震改修証明事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、浜田市が所管する行政区域において、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の19の2第1項の規定及び地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)附則第7条第7項の規定に基づき、既存住宅が現行の耐震基準に適合する耐震改修を行ったことを証する証明書の発行事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(平 29·一部改正)

(耐震改修の定義)

- 第2条 この要領において、現行の耐震基準に適合する耐震改修とは、次の各 号に掲げるものをいう。
  - (1) 木造住宅にあっては、耐震改修により(一財)日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法又は精密診断法(時刻歴応答計算による方法を除く。)による上部構造耐力の評点が1.0以上であり、かつ地盤及び基礎が安全であるもの。
  - (2) 木造住宅以外の住宅にあっては、(一財)日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」若しくは「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める第2次診断法若しくは第3次診断法により計算される各階の構造耐震指標が0.6以上であるもの又は(一財)日本建築防災協会による「既存壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価した結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊若しくは崩壊する危険性が低いと判断されたものその他同等以上の効果があるもの。

(平 29·一部改正)

(証明対象住宅)

第3条 証明の対象となる既存住宅は、別表第1に掲げる証明の種類ごとにそれぞれ同表に定める要件に該当するものとする。

(提出書類)

第4条 証明申請をしようとする者は、国の定める住宅耐震改修証明申請書を 別表第2に掲げる証明の種類ごとにそれぞれ同表に定める図書を添付のう え、市長に提出しなければならない。

(令 3 · 一部改正)

- 2 前項の規定による申請書の提出にあっては、正本1通及び副本1通を提出 しなければならない。
- 3 浜田市木造住宅耐震化等促進事業の耐震改修補助に係る「木造住宅耐震化 等促進事業補助金確定通知書」の写しを添付した場合は、別表第2の(1)及 び(3)から(11)までの図書の添付は要しないものとする。

(平 29·一部削除)

(証明の発行)

第5条 市長は、住宅耐震改修証明申請書を受理し、前条の提出書類により別表第1に掲げる要件に適合することが確認できたときは、当該申請者に住宅耐震改修証明書を発行するものとする。

(平29・一部削除、令3・一部改正)

(証明手数料)

第6条 証明書発行に伴う手数料は、既存住宅の耐震改修を促進するため、浜田市手数料条例(平成17年条例第70号)第7条第1項第4号の規定により 免除する。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成25年7月1日から施行する。

附則

この要領は、平成29年10月18日から施行する。

附則

この要領は、令和3年7月14日から施行する。

## 別表第1(第3条関係)

(平29•一部改正)

57.7.			
租税特別措置法に	(1)	証明の対象となる既存住宅が浜田市内にあること	
基づく証明	(2)	証明を受けようとする者が自ら居住の用に供して	
		いるものであること	
	(3)	昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工されたもので、現	
		行の耐震基準に適合しないもの	
	(4)	平成 21 年 1 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日までの	
		間に現行の耐震基準に適合する耐震改修が行われ	
		たものであること	
地方税法施行規則	(1)	証明の対象となる既存住宅が浜田市内にあること	
に基づく証明	(2)	昭和 57年1月1日以前から所在する住宅であるこ	
		ک	
	(3)	平成25年1月1日から令和4年3月31日までの	
		間に、現行の耐震基準に適合する耐震改修が行わ	
		れたものであること	
		1戸あたりの耐震改修に要した費用の額(マンショ	
		ン等にあっては、全体工事費を床面積割合等で按	
		分して算出した1戸あたりの耐震改修の費用の	
		額)が 50万円超(平成 25年 3月 31日までに契約	
		額)が50万円超(平成25年3月31日までに契約 した工事については30万円以上)であったもので	

## 別表第2(第4条関係)

(平 29·一部改正)

	租税特別措置法に 基づく証明	地方税法施行規則に 基づく証明	備 考
(1)	付近見取図	同左	
(2)	住民票その他申請者の 住所が分かるものの写し	_	
(3)	登記(建物)事項証明書 その他住宅の所在地及 び所有者の分かるもの の写し	同左	
(4)	建築確認済証その他建 築着工時期が分かるも の	登記(建物)事項証明書 その他建物の建築され た時期が分かるもの	
(5)	耐震改修工事前の平面 図、耐震診断書の写し	_	建築士が作成した ものに限る
(6)	住宅耐震改修完了届 (様式第1号)	同左	
(7)	耐震改修工事に関する 契約書その他工事の時 期が分かるものの写し	同左	
(8)	住宅耐震改修完了届に 記載した建築士の免許 及び事務所登録証の写 し	同左	
(9)	耐震改修後の平面図、 補強計画図及び耐震診 断書の写し	同左	建築士が作成した ものに限る
(10)	耐震改修工事の写真	同左	各工事箇所について、改修前、改修中及び改修後 の状況が分かるもの
(11)	耐震改修工事費用の領収書その他耐震改修工事の費用の額が確認できるもの	同左	耐震を目的としない改修(キッチンの改修、壁紙の貼り替え等)や増築等の費用は除く
(12)	その他市長が必要と認 める書類	同左	